

● 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

お客様各位

令和6年10月28日

日頃は、高知信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、下記の対応を実施させていただきますので、お知らせいたします。

令和3年（2021年）6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」方針が明記されたことを受け、全国銀行協会においても手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた「自主行動計画」が策定されております。

本対応はこうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として実施させていただくものですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

令和6年（2024年）10月28日（月）から、当座預金の新規口座開設を停止します。新規に事業性資金の決済口座として口座開設を希望されるお客様には、代替口座として「普通預金」または「決済用普通預金」をお勧めしております。

なお、現在「当座預金」口座をご利用いただいておりますお客様については、引き続き口座をご利用いただけますが、令和9年（2027年）3月末日を目処に完全廃止の予定でございますので代替口座として「普通預金」または「決済用普通預金」への移行をお願いいたします。

2. 令和9年(2027年)4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

令和6年（2024年）10月28日（月）から、該当の手形・小切手（※）の代金取立の受付を停止します。

※令和9年（2027年）4月以降を振出日とする先日付小切手を含みます。

3. 手形帳・小切手帳の発行終了

令和7年（2025年）9月30日（火）をもって、手形用紙・小切手用紙の発行申込の受付を終了します。

4. 手形・小切手の振出期限の設定

当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の振出期限を令和8年（2026年）9月30日（水）とします。振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

お客様におかれましては、でんさいネットサービスやインターネットバンキング等を利用した電子的な決済方法への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

当金庫では、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上